

色麻町学童保育施設運営業務委託

受託候補者選定審査基準

令和8年8月

色 麻 町

第1 審査基準等

1 提案内容審査

審査委員会は、企画提案書類に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認する。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする場合がある。

- (1) 企画提案書類全体について、同一事項に対する二通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- (2) 企画提案書類全体について、様式集に沿った構成となっており、当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案内容が仕様を満たしていること。

2 評価審査

審査委員会は、企画提案書類に記載された内容について、次の審査基準により審査委員全員が採点した総合評価点で順位付けを行う。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合など、本業務の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とする場合がある。

3 審査基準

審査基準は次の項目によるものとし、審査委員一人あたり100点満点で評価するものとする。

(1) 企画提案書類評価項目

評価項目	評価基準	配点
1. 事業者の概要及び運営方針	・企業理念、経営状況について ・学童保育の運営方針、地域性への理解について	10
2. 安全管理及び衛生管理体制	・緊急時等の対応、安全確保について ・児童の健康管理、生活環境への配慮について	10
3. 児童の保育に関する取り組み	・子どもの生活状況の把握、情緒の安定、子ども同士の関係への配慮について ・児童の年齢等に応じた遊びの指導について ・障がいについての知識、配慮が必要な児童への対応について ・児童虐待についての知識、関係機関との連携について	20
4. 業務従事者に関する取り組み	・有資格者、実務経験者の配置、代替員の確保等組織体制等、配置計画について ・業務従事者の確保、継続雇用、地元採用等、雇用計画について ・研修、教育訓練、巡回指導等、研修計画について ・労働環境の整備等、労働安全衛生について ・給与等処遇について	25
5. その他、事業運営に関する取り組み	・法令遵守、個人情報保護への取組について ・コスト削減について ・町との連携体制について	15
6. 学校、地域及び保護者との連携	・学校、地域及び保護者との連携について ・要望や苦情への対応について	10
7. 特色ある取り組み	・本町児童福祉分野への貢献について	5
8. 見積金額	・企画提案内容と見積金額の妥当性について	5

(2) 評価に対する採点基準

評価基準、各項目の採点基準は概ね次のとおりとする。

評価	採点基準	
5	創意工夫があり、特に優れた内容である。	特に優れているもの
4	優れた内容である。	優れているもの
3	平均的な内容である。	普通
2	仕様は満たしているが、内容に乏しい。	やや劣っているもの
1	提案ができていない。かなり劣っている。	劣っているもの

第2 受託候補者の選定等

1 選定方法

審査委員会は、提出された企画提案書類に関し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行うものとする。

- (1) 開催日時 令和8年9月25日(金) ※時間及び場所等は別途通知する。
- (2) 審査時間 45分程度(企画提案書類の補足説明30分以内、質疑応答15分程度)
- (3) 出席者 3名までとする。
- (4) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
プロジェクター及びスクリーンは町で準備する。
なお、準備、撤収は、審査前後の5分間の休憩時間に行うこと。

2 審査順

審査を行う順番は、参加意向申請書の受付順とする。

なお、当日、辞退等が出た場合には、順番を繰り上げることもあるので留意すること。

3 受託候補者の選定

審査委員会は、応募事業者ごとに審査基準により審査委員全員が採点した総合評価点の最も高い事業者(以下「最高得点者」という。)を受託候補者に選定する。

なお、最高得点者が2者以上あった場合は、見積金額以外の評価点の高い事業者を受託候補者に選定する。それでも同点の場合は、くじ引きにより決定する。

また、受託候補者が契約を締結しない場合には、次に評価点の高い事業者から順次契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、本町が適切な事業者でないと判断した場合には、この限りではない。

4 選定結果の公表

選定結果については、確定後直ちに参加者全員に通知するとともに、町ホームページで公表する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果等に対する不服及び異議申立ては認めない。